

新潟市重度障がい者医療費助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第16号

新潟市重度障がい者医療費助成規則の一部を改正する規則

新潟市重度障がい者医療費助成規則（昭和58年新潟市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条2項第1号及び第4項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条の規定は、平成31年9月以後の月分の重度障がい医療費助成に係る助成対象者について適用し、同年8月以前の月分の重度障がい医療費助成に係る助成対象者については、なお従前の例による。